

## 平成26年度第3回武蔵野市都市計画審議会議事録

日 時 平成26年10月14日（火曜日）午後2時～午後3時15分

場 所 武蔵野市役所 6階601会議室

出席委員 柳沢会長、内山副会長、井口委員、稲垣委員、島崎委員、村尾委員、前田委員、山本ひとみ委員、斉藤シンイチ委員、しば委員、黒田委員代理後藤委員、湯浅委員

欠席委員 入江委員、水庭委員、西園寺委員

出席幹事 恩田都市整備部長、福田まちづくり推進課長

傍 聴 者 0人

質疑応答者	質疑応答
<p>会長</p> <p>事務局</p>	<p>これより平成26年度第3回武蔵野市都市計画審議会を開会いたします。</p> <p>日程に入る前に、事務局より説明をお願いします。</p> <p>本日は、ご多忙の中ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>審議に入ります前に皆様に、委員の就退任のご報告がございます。</p> <p>3号委員におかれましては、人事異動の関係で本年9月末付けで武蔵野消防署長の齋藤委員が退任され、後任として湯浅委員に就任いただきました。後ほどご挨拶をいただきたいと思ひます。</p> <p>また、1号委員の入江委員、水庭委員、2号委員の西園寺委員から欠席のご連絡をいただいておりますが、武蔵野市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により会議が成立したことを、ご報告いたします。</p> <p>また、黒田委員の代理といたしまして、武蔵野警察署長、後藤交通課長代理にご出席していただいております。</p> <p>よろしくご審議のほどお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">—湯浅委員挨拶—</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、資料の確認をさせていただきます。</p> <p>郵送で事前配付いたしました本日の議案及び、机上配付の次第です。不足等はありませんか。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、会長、よろしくお願ひいたします。</p> <p>本日は4時までには終了したいと思ひますので、よろしくご協力ください。</p> <p>本日は傍聴の方はおられないということですので、早速議事に入りたいと思ひます。</p>
<p>会長</p> <p>福田幹事</p>	<p>日程1、継続審議事項、議案第1号 武蔵野市都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、説明をお願いします。</p> <p>議案第1号「武蔵野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」について説明いたします。</p> <p>スクリーンをお願いいたします。これまでの経過について触れたいと思ひます。本議案につきましては、本年5月14日に開催いたしました都市計画審議会</p>

において、素案に対する市の意見提出について諮問させていただきました。その後、東京都におきまして原案の縦覧、意見募集、公聴会などの手続を行い、9月19日より都市計画案の公告・縦覧を行いました。今回は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、市に意見照会がありましたので、都市計画審議会に諮問いたしまして東京都に回答する予定としてございます。その後、こちらのスクリーンにございますとおり11月に東京都の都市計画審議会に付議され、12月に都市計画決定を行う予定となっております。

本日配付しております資料の確認をさせていただきます。資料1-1といたしまして東京都からの照会文書、資料1-2といたしまして、多摩部19都市計画の都市計画案、資料1-3といたしまして素案に対して提出した意見と東京都の対応方針、また、参考1といたしまして原案に対する公聴会の開催概要、参考2といたしまして公聴会での公述意見の要旨と東京都の見解、参考3といたしまして、意見募集で寄せられた意見要旨と東京都の見解、最後にパワーポイントでございます。

資料の説明の前に、今回の改定の基本的な考え方を説明したいと思います。5つございます。1つ目、2つ目めにつきましては、都市計画法に基づく基本的な方針でございます。東京都は長期的な視点から都市の将来像を明確にし、その実現に向け大きな道筋を示すものとなっております。

3つ目につきましては目標年次でございまして、おおむね10年、平成37年としてございます。

4つ目につきましては、東京都が定める都市計画区域マスタープランに即して市区町村は、地域に密着した都市計画の方針を策定することとしております。これによりまして東京都では広域的な大きな方向性を示し、各都市計画区域の詳細につきましては、区市町村の都市計画マスタープランで策定するという方向になります。

5つ目といたしましては、4つ目の広域的な大きな方向性を示すということに関連しますが、これまで都市計画区域ごとに策定していた区域マスタープランを、多摩部19都市計画として一体で策定し、都市の一体性を確保するものとしてございます。都市計画区域マスタープランの位置付けについては、こちらに表示してあるとおりとなっております。

それでは、資料の方の説明をしたいと思います。まず資料1-1をお願いいたします。こちらにつきましては都市計画法に基づく東京都からの意見照会文書の写しでございまして、10月24日までに回答する予定としてございます。資料1-2の都市計画案につきましては後ほど説明したいと思います。

資料1-3のA3横長の表をお願いいたします。素案に対して提出した市の意見と東京都の対応方針になってございます。確認事項等を含めまして14項目の意見を提出しました。

ナンバー1は、人口推計の出典の確認です。東京都の対応の方針といたしましては、東京都の行った推計値を使用しているという形です。

ナンバー2から6につきましては、道路関係の意見として提出させていただきました。東京都の対応方針といたしましては、原案の案文中に含まれているニュアンスのため、修正・追記等を行わないという形になってございます。

続きまして、ナンバー7として、荷さばきスペースの確保の意義について意見を出しました。東京都の対応方針といたしましては、歩行者空間等の交通阻害の改善という文言を追加するという形になってございます。

裏面の方をお願いいたします。ナンバー8でございます。下水道、河川につきましては、体系的な整備の追加について意見を出し、東京都の対応方針としては、記載を充実する対応を行うという形の回答となっております。

ナンバー9の緊急輸送道路の整備に関して概成道路も含まれるかという意見に対しましては、緊急輸送道路に指定された道路は、概成等によらず順次整備をするという方針になってございます。

ナンバー10につきましては、指定後30年を経過する生産緑地について、新たな制度等による保全の検討について意見を出しましたところ、国等において検討段階にあるものを方針に記載するのは適当でないという形の見解となっております。

ナンバー11、緑の保全・創出につきましては、さまざまな制度があること、また、文案に保全の文言が入ってないことなどについて意見を出しました。東京都の対応方針としましては、指摘を踏まえて修正を行うこととしてございます。

ナンバー12でございます。景観計画ではない取り組みを行っている場合もあるという意見を出させていただきました。これについては、文言を修正するという対応になってございます。

続きまして、ナンバー13でございます。長期未整備等の都市施設に関して、社会情勢を踏まえた必要な見直しの検討を行うべきという意見に対する東京都の対応方針といたしましては、都市施設の見直し等は、それぞれの分野の計画の中で必要に応じて行うため、本文中の修正は行わないという形にしております。

最後に14でございます。特色ある地域の将来像の三鷹エリアにおいて、本市の部分で周辺住宅地のことを追記してほしいという意見に関する都の対応方針としては、意見を踏まえた修正を行うという見解をいただいております。

続きまして、参考1をお願いしたいと思います。都市計画原案に対する公聴会の開催概要でございます。公聴会につきましては、裏面の方をお願いできればと思います。12会場で予定しておりましたが、下段の表の7会場においては、公述の申し出がなかったことから開催されておられません。多摩における公聴会では2会場で5人の公述がございました。なお、武蔵野市民の公述は

ございません。

次に、参考の2をお願いしたいと思います。公聴会における公述意見要旨と東京都の見解でございます。主なものをご紹介します。まず1ページ目、改定の基本的な考え方についての部分です。50年先の展望の概要を明らかにして10年間の都市マスを策定すべき、また、人口減少、少子高齢化という社会構造の変化に対する方針がないという意見がございました。東京都の見解といたしましては、50年先を展望して策定した「東京の都市づくりビジョン」を踏まえ、10年後を目標年次として策定するものである。また、人口減少社会においても、子育て世代や高齢者を始め、だれもが活動しやすく、快適に暮らすことのできる都市づくりを進めていくため、集約型の地域構造への再編の必要性を示すこととしたとしてございます。

次に、2ページ目、【道路ネットワークについて】の(3)、調布保谷線、その他路線について、道路計画が本当に緑や住環境の保全となっているのかという意見についてです。これに対する東京都の見解では、東京の市街地を集約型の地域構造へ再編するとともに、各市街地について、公共交通網や広域的な幹線道路網の整備により有機的なネットワークの形成を図り、都市全体として日常生活を支える都市機能と高度な都市機能を分担し提供することにより、誰もが活動しやすい、快適に暮らすことのできるまちの実現を目指しているとしてございます。

次に、3ページ目、都市計画道路の見直しに関する意見に対する東京都の見解といたしましては、必要に応じて分野別の計画の中で定めるものとしてございます。

次に、参考の3をお願いします。原案に対する意見募集で寄せられた主な意見と回答となっております。意見は19名の方から提出されてございます。多摩部19都市計画に関する部分の主な意見を何件かご紹介したいと思います。

4ページ目をお願いいたします。道路ネットワークの(1)につきましては、道路整備は誘発自動車交通を発生させるもので低炭素化に逆行する。(3)につきましては、多摩地区で南北道路がなぜ何本も必要なのかというご意見です。都の見解といたしまして(1)につきましては、広域交通ネットワークの整備による交通の円滑化、交差点改良の推進などにより、交通渋滞を解消し、都市全体でCO<sub>2</sub>排出量を削減することとしておりますという形です。(3)につきましては、都市間連携を推進し広域的な産業交流の活性化などを図るため、多摩南北道路及び多摩東西道路の着実な整備を進めていくこととしておりますという見解になってございます。

また、5ページ目、公聴会の公述でもありました都市計画道路の見直しについては、同様に分野別の計画の中で必要に応じて定めることとしておりますという形になってございます。

これらの市及び都民からの意見を踏まえて東京都が取りまとめた都市計

画案が、資料1-2となっております。資料1-2をお願いします。こちらの方につきましては、原案からの変更箇所アンダーラインを引いてございます。では、都市計画案の概要を説明したいと思います。

1から4ページ目は、第1、改定の基本的な考え方となっております。先ほどパワーポイントで説明した内容が記述されております。3ページ目の2、基本理念及び基本戦略については一部加筆等がございますけれども、基本的に原案からの変更はございません。

5から14ページについては、第2、東京が目指すべき将来像となっております。(1)環状メガロポリス構造の実現、(2)集約型の地域構造への再編などについて、原案からの変更はございません。7ページに各拠点の表が掲載されてございます。本市にかかわる生活拠点、吉祥寺、三鷹、武蔵境については、原案からの変更はございません。続きまして、8ページからゾーンごとの将来像が記載されてございます。本市の場合、都市環境再生ゾーンに区分されております。都市環境再生ゾーンの特性、将来像は11ページに記載されております。なお、本市に係る記述に大きな変更はございません。変更の部分としましては、高度経済成長期に建設された大規模団地での特性や将来像が、追記されております。

続きまして、15から19ページでございます。第3、区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針となっておりますが、こちらの方につきましても原案からの変更はございません。

20から38ページまでは、第4、主要な都市計画の決定方針となっております。本市に関連する主なものといたしまして、土地利用、道路、公園等の記述についてご説明したいと考えてございます。

まず20ページをお願い致します。1、土地利用に関する主要な都市計画の決定方針が記載されております。(1)主要用途の配置の方針の、①住宅地についてはおのおのの地域特性に応じ良好な住宅市街地の形成を図るとしてございます。また、②業務・商業地につきましては、地域特性に応じて業務・商業の適切な形成を図るとしてございます。

22ページをお願いしたいと思います。(3)用途地域などに関する方針でございます。こちらにつきましては、見直しに際しては、地区計画などにより目指すべき将来像を明確にした上で、その際には市で定める指定方針及び指定基準などに則して行うことという記述になってございます。

続きまして、26ページから、2、都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針が記載されてございます。(1)交通施設の都市計画の決定方針に記載されております道路ネットワークにつきましては、東京外かく環状道路など東京圏全体の広域幹線道路のネットワークの構築、多摩地域内や区部及び他県との都市間連携の推進や広域的な産業交流の活性化を図るため、多摩南北・東西道路の着実な整備を進めていくというような記述になってございます。

次に27ページの(2)をお願いいたします。こちらにつきましては下水道と河川について記載しております。特に①下水道については、流域別下水道整備総合計画に基づく施設更新等の記述が追記されるような形になってございます。

続きまして、34ページをお願いしたいと思います。6、自然的環境の整備または保全に関する都市計画の決定の方針が掲載されております。(1)公園などの整備に関する方針については、緑の連続性を確保する公園・緑地の配置や、緑の骨格を形成するため「都市計画公園・緑地の整備方針」に位置付けた水と緑のネットワークの形成に資する公園・緑地の整備を推進することとしてございます。

39ページから主要な都市施設などの整備目標が掲載されてございます。40ページをご覧ください。原案からの主な変更点をご説明いたします。〈都市防災〉の水害に強い都市づくりの整備内容の中に、対策促進流域における流域対策という記述がしてあります。原案では〈都市施設〉の下水道という記載になっておりましたが、都市計画案としては、〈都市防災〉の水害に強い都市づくりという形で整備目標が掲載されてございます。

41ページから特色ある地域の将来像が掲載されてございます。本市にかかわる部分としては42ページの部分になります。先ほどご説明いたしました市の意見として提出した部分のご説明とかぶりますけれども、三鷹北口周辺の住宅地の将来像がアンダーラインの部分として追記されてございます。

資料1-2の説明は以上となります。

最後に、9月19日から10月3日までの間行われました都市計画案の縦覧に關しましてご説明いたします。東京都に提出された都民意見は3件で、多摩部に係る意見は2件ございました。意見の概要をご説明いたします。1点目は、玉川上水沿いの緑の維持管理についてもっと記述すべきという意見です。また2点目は、人口減少社会を踏まえもっと現実的なものにすべきという意見となっております。

これら以上のことから、本都市計画案に対しまして市で提出した意見がおおむね反映されているということ及び、市の都市計画マスタープランとおおむね整合しているということから、今回の意見照会に対して市の意見はなしという形で回答したいと考えてございます。

最後にお話がありましたように、これまでの調整で大体受け入れてもらったということで、正式な意見については意見なしということでございますが、皆様からご意見やご質問等がありましたらお願いいたします。

では、私から1点質問をいたします。

都市施設関連で3カ所ぐらい分野別の計画で書くというような答えがありました。この分野別計画というのはどこでどういう形で出てきますか。

福田幹事。

会長

<p>福田幹事</p>	<p>分野別の計画でございますけれども、例えば26ページの道路ネットワークの部分をお願いします。上から3つ目のポッチに記載されております、「都市計画道路の整備の方針」でございます。東京都の方で3次の都市計画道路の事業化計画というのを定め、現在その4次についての検討を進めているという形になります。また、公園につきましては、34ページ(1)①の2つ目のポッチの部分に書いてございますとおり、これも同じく東京都が定めます「都市計画公園・緑地の整備方針」という計画の中で位置付けていく形になります。個別の計画とはこのような計画になります。</p>
<p>会長</p>	<p>それは都市計画決定ではなく任意的な計画として位置付けられているものですか。どういう性質のものですか。</p>
<p>福田幹事</p>	<p>例えば公園の場合ですと、公園を整備するに当たっての方針ですので、これに基づいて都市計画決定等を行っていくという形になるかと思えます。道路につきましては、4次計画は都市計画決定されたものの事業化の方針になりますので、都市計画の決定に際してはもう決定しているものになるかと思えます。ただし、4次計画においては、一定程度必要性等の検討も行うと聞いてございますので、場合によっては、都市計画の変更という形で関連する部分が出てくるかと思えます。</p>
<p>会長</p>	<p>私の質問の趣旨は、この整備、開発、保全の方針に対して追記や変更を求める意見がありましたが、それに対しては分野別の計画で書きますという答えになっていますので、その分野別の計画というのは、意見を出した人がまた知り得るようなもので、事前にパブコメなどがあるような性質のものなのでしょうか、という意味です。</p>
<p>福田幹事</p>	<p>全てがという形にはなりません、先ほどご紹介しました公園や道路の事業化の計画については、一定程度パブコメ等は予定している形になってございます。</p>
<p>会長</p>	<p>分かりました。 はい、A委員。</p>
<p>A委員</p>	<p>武蔵野市が東京都に出した意見について、東京都が対応方針を示し、市としてはおおむね受け入れられたという評価を示されましたけれども、私としては外かく環状道路に関連するところは、受け入れていただいたという評価をできない書き方だと思います。</p> <p>その辺も踏まえて何点か伺います。まず1点目の質問としては、人口の算定方法を教えていただきたいという質問に対する東京都の回答についてです。最近になって武蔵野市は、長期的な人口の推計をつくり、市民や議会に対して示していただいたところです。東京都が出した資料の1-2の多摩部19都市計画の15ページに、武蔵野市の人口の推計値は2025年度で13万7,000人と記載されていますが、これは武蔵野市が先日出した長期的な人口の推計から、かなりかけ離れていますよね。武蔵野市では2025年度に総人口を14万4,979人と推計してお</p>

<p>会長</p>	<p>り、かなり違いがありますが、都の答えを受け入れたということについて、理解が難しいのですが、どういうことでしょうか。</p> <p>次に道路ネットワーク、外環道路の整備等に関しては、武蔵野市としては少なくとも地上部街路に関してはいろいろ意見を言っていますし、住民の方からも、これまでの都市計画どおりやるということに関しては強い反対意見があります。このナンバー2、3あたりの外環にかかわる意見に関しては、東京都は修正いたしませんということですので、今の武蔵野市の方針と整合性がとれないのではないのでしょうか。</p> <p>この2点をご質問します。</p> <p>では、順にお願いします。</p> <p>福田幹事。</p>
<p>福田幹事</p>	<p>まず1点目、人口の推計の算定方法でございます。どういう算定方法なのかという出典をきいた形になります。一定程度の整合性は必要かとは思いますが、計画策定に当たって東京都の方で算定している人口でございますので、A委員ご紹介のとおり武蔵野市で示しているものと数値的な開きはあるかとは思いますが、東京都が算定している人口を使っているという形を酌んだ形になってございます。</p> <p>2点目の外環の部分でございます。武蔵野市の方でも外環について一定程度の記述をする旨の意見を出しておりますが、東京都の見解は、案の方の2点目、3点目の部分で読めるという形をとっているかと思えます。都市計画案26ページの3点目の部分というのは、4次計画を踏まえた道路の必要性という記述になっていきますので、外環の地上部街路の部分もそのような考え方になるのかなと理解してございます。</p>
<p>会長</p> <p>A委員</p>	<p>後半の意味が私にはよくつかめなかったのですが。</p> <p>前半も意味が分かりません。</p>
<p>会長</p> <p>福田幹事</p>	<p>東京都の答えが2、3点目に含まれるということですが、この2、3点目というのは具体的には何ページのどの部分を指すかについて教えてください。</p> <p>まず外かく環状道路に関しましては、本線とその2の2つの都市計画があるかと思えます。本線につきましては、原案26ページの(1)①の道路ネットワークの1点目に記述がございます。2点目は多摩の南北・東西道路について掲載されており、外環は多摩の南北5路線には入っておりませんので、3番目の、都市計画道路網という形の中で4次計画の中に含まれるのかなと理解しております。計画的な路線について面整備が附帯している場合には、順次事業化を検討していくという、4次計画の見直し等々を含めた記述の中に含まれるのかなという理解でございます。</p>
<p>会長</p> <p>A委員</p>	<p>A委員。</p> <p>この場は武蔵野市がどういう意見を出すかということについて、市の都市計画審議会判断を出すということですね。東京都全体の都市計画区域の整備、</p>



	<p>開発及び保全の方針ということですので、私個人としては方針については同意できないです。もしこれに賛成か反対かと言われたら、東京都の方針には私ははっきり反対です。</p> <p>武蔵野市は関連していることに関して意見を求められ、東京都にその意見が受け入れられたと言われますけれども、変えますと言っているところもあるから全部がはねられたとは思いませんけれども、例えば人口の問題で言えば、全体では人口減少社会になっているので東京都は人口が減ると推計し、その推計値を武蔵野市にも当てはめているように思えます。武蔵野市は独自の事情があって当面増えると考え、それに対応するために、福祉や子育て、環境問題等の整備をしていますよね。30年間の将来人口推計というのをこの前出したばかりなのに、それと違うけれども、説明を聞いたからそれで分かりましたというふうことはどのようなことなのでしょう。私としてはそのへんが理解できません。考えを言ったけれども、聞いていただけなかったということや、見解が異なったため対立したといういうことなら分かります。言ったけれども、無理ということはあるでしょうから。しかし、おおむね受け入れてもらったという評価が、私は違うのではないかということをお願いしたいです。</p>
会長	<p>論点を1つずついきましょう。</p>
A委員	<p>はい。</p>
会長	<p>人口については、市が推計している将来人口と東京都の人口が違いますが、この件についてよしとするのは、どのような判断でしょうかというのが質問ですね。推計とういうのは基本がずれていると、ほかの都市とのバランスもあり、それぞれの市の推計をそのまま使うわけにいかないものなので、その辺の事情を説明すればいいと思います。</p>
福田幹事	<p>どうぞ。福田幹事。</p>
	<p>A委員のご指摘の人口についてでございます。武蔵野市の推計値はこの10月に入って公表されました。都市計画区域のマスタープランの意見調整等は8月中におおむねやっております、9月19日には都市計画案として東京都の方が公告・縦覧を行っておりますので、それ以前の段階で人口の推計値がつかみ切れていなかったという、時間軸の問題になります。A委員に先ほどご紹介していただいたとおり、市の企画調整課の方の数値は2025年で14万4,000人、こちらの方に書いてるのは13万7,000人となっておりますが、その違いの部分については、市の方の推計値は10月に公表されておりますので、調整に間に合わなかったというのが、1点事実としてございます。</p>
会長	<p>今のは時間軸の違いでしょうがなかったという答えになりますよね。</p>
福田幹事	<p>こちらの方で推計している数字がなかったものですから。</p>
会長	<p>その時点の推計は市の推計も東京都の数字と基本的に同じだったが、その後、市が独自にやったら少し違ってきたという事情ですか。</p>
福田幹事	<p>はい。</p>

会長	ほかの市とのバランスもあるのでその時点で統一するというのは、これはしようがないということですね。そういう説明でいいですか。
福田幹事	はい、そのような形でございます。
会長	はい、A委員。
A委員	それは少しおかしいと思います。この何年間か人口は減少せず、増えていましたよね。会議というのは、その時点の正確なデータをもとにやるものですから、市が推計することと都が推計することで時間がずれるという事情は理解します。しかし、これは急に出た話ではないですよ。もう何年も前から、桜堤等で団地がマンションになり、若い世代が流入し人口が増えているということがあり、桜野小学校では教室を増やすというようなことをやっていますので、これを作っているときにおいても減るというような認識は持っていなかったのではないかと思います。東京都は東京都全体で減っているので、それを武蔵野市にも当てはめて減るというふうにやったのだと思いますので、もう少しできることがあったのではないかと、私としては言っておきたいです。できなかったのではなく、できることがあったと思います。
会長	それはご意見ということにしたいと思いますが、この件でほかの委員のご発言がありましたら先に伺って整理をしたいと思います。
会長	どうぞ、副会長。
副会長	人口推計というのは本当に大切な基準になるということは私も理解します。東京都の人口推計は、おそらく2005年の国勢調査の結果をもとに就業構造を推計しているとか、武蔵野市で行った人口推計と基準年や基準データが若干異なるのではないかとか思います。もととなるデータが異なるので推計が異なってくるというのはやむを得ないと思います。例えば10年前の国勢調査において、武蔵野市でもここまで人口が増えるとは読んでいなかったもので、はっきりと言えば東京都が基礎にしたデータが古いというのと、もしくは通常の推計を上回るような何か個別の事情が武蔵野で起きたというふうに理解するのが、無難なところかなというのが私の感想です。武蔵野市でも14万を超える規模になり、今まで想定してなかったようなさまざまな対応を迫られている点もありますので、そこはやむを得ないかなというのが正直な感想です。そういう意味では、今まで東京都は人口減少というふうに言ってきたけれども、東京オリンピックというものを視野に入れつつ、今後想定し得ないような人口の変化はあり得るということだけは、私たちも再度認識しておかねばならないと思いますし、機会があれば東京都にも、こういった柔軟な対応は考えてほしいという意見をすべきだとも思います。
恩田幹事	よろしいですか。
会長	恩田幹事。
恩田幹事	人口のことについてご説明させていただきます。東京都の区域マスタープランの策定が始動したのは二、三年前からですので、人口推計もその時点で行っ

	<p>ている状況だと思います。市の方も昨年長期計画の調整計画に合わせて人口推計をし直し、その結果がこの10月に出たという状況になりますので、我々が持ち得るデータというのは以前のデータであったということになります。本市のマスタープランでは長期計画を策定した際の従前の人口推計を利用しておりますが、市の人口予測によれば平成30年までに緩やかに増加し、13万9,000人をピークとして以降少しずつ減少し13万7,500人になっていくと予想するというふうに記載しております。その当時の考え方としては、13万7,500の方に寄っていくというようなデータの中で東京都と調整させていただいたということになります。この期間の中で武蔵野市の人口の移りというのが異変を生じまして、例えばマンション建設の増加や、個別の住宅から共同住宅への移行の増加、高齢者の方の福祉型住宅の入居というような地域の個々の問題がクローズアップされてきており、推計上人口が減少から若干微増になるというような軌道修正をしたのも事実でございます。その辺のお話については、今後、東京都にも打診をしていきたいと思っております。</p>
<p>会長</p>	<p>A委員はご納得いただけないかもしれませんが、副会長の言われたように、人口の推計を東京都がやる場合には全市町村一律に同じ時点でやらざるを得ませんので、それぞれの都市の事情で別途の推計が出てきて、仮にそれがある程度合理性が高いとしても、そこでやり出すとそれぞれもう一回やるということになりますので、ある時点で割り切るというのはしようがないことになります。</p>
	<p>大事なことは、その後、人口を根拠にして何らかの政策的な意思決定をする際に、武蔵野はその後の事情が変わっているということについて、ある程度実績に基づいた協議ができるかということになります。一般的に行政的にはそういうことは拒否されることはあり得ないと私などは思いますので、そういう形で実績で対応していただくということではないかと思っております。</p>
<p>A委員</p>	<p>人口はそのぐらいにして、もう一つの外かく環状道路に移りたいと思います。先ほどのコメントはこれでいいですか。</p>
<p>会長</p>	<p>いいえ、よくないです。</p>
<p>A委員</p>	<p>では、それをおっしゃってください。</p>
	<p>この東京都の開発の方針に異を唱えるまではないということは私も理解はしております。しかし、東京都のこの方針は、第1に環状メガロポリス構造というのが挙げられていて、交通ネットワークに関してはこの中でも重要な方針に位置付けられています。この構想に関して、私としては東京都は東京都の中でも核になるところへ集積を進め、そうではないところは格差が開いていくのではないかという懸念を持っています。</p>
	<p>武蔵野市においても、3・3・6号線等の幾つか道路ができていますが、私は南北道路に関しては決して不足しているとは考えていません。外環道路の地上部街路に関しては武蔵野市の方針として市長の意見としてもはっきり言って</p>

	<p>ますよね。それを道路ネットワークの2・3点目に含まれてると言われても、整備をしたって書いてあり、ジャンクションも作ることを将来像に挙げているわけですから、言ってみただけでも、だめだったということならば分かりますが、含まれているからよろしいということとは少し違うと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>今のお話は新しい話のように聞こえました。市として東京都に出している意見は、外かく環状道路だけではなくそれを補う幹線道路の整備も不可欠だという意見ですよね。今の話は、ジャンクションなどはそもそも反対だということを書けとおっしゃったように聞こえたんですが、そういうことですか。</p>
<p>A委員</p>	<p>地上部街路に関する話し合いの会が行われていますが、その中では市は地上部街路を整備しろという方針ではないですよね。武蔵野市は話し合いの推移を見守っており、一方東京都としては外環道路を整備していくという方向があり、その中で丁寧に話をしていくということだと思います。言っただけでも受け入れなかったということと、武蔵野市が東京都の書いてあることを受け入れたということは違うのではないかと、繰り返し言っています。</p>
<p>会長</p>	<p>今までの意見では、今のニュアンスのことは市の意見として出ていませんよね。ですから、ここで改めてもう一回、都計審としてそういう意見を市から出せとおっしゃるなら、それは一つの議論になりますけれども、そういう意見なのでしょうか。</p>
<p>会長 B委員</p>	<p>関連ですか。はい、どうぞ。 今に関連した話になりますが、今のA委員の意見について分からないわけではないのですが、場所が違うと思います。役所には、建設委員会というのがありますので、やはり道路について検討するなら建設委員会でやった方がいいと思います。私はここは場所が違うと思います。</p>
<p>C委員 会長</p>	<p>よろしいですか。 はい、どうぞ。</p>
<p>C委員</p>	<p>今、議論になってるところが2番と3番の話だとすれば、2番は外環だけ作るのではなく、それに関連する街路ネットワークを作ってくださいと、市の意見として都計審で言った結果、関連する街路についても整備するというのが読めるようになってますというのが、東京都の回答になりますので、市の方の意を酌んでいるという回答になりましたということになります。3番は、要は地上部街路についても安全性の確保だとか交通環境の改善などから総合的に検討してくださいと都計審の意見として言った結果、都は、そのことについても含まれているのでそこで読み取っていただけるのではないですかというのが回答です。市の方々は含まれているというふうに読み込めるので、今回はこの2つについては、東京都側の意見でよいのではないかと判断をしたという議論ではないですか。</p>
<p>会長 C委員</p>	<p>はい、そのとおりです。 それに対して私は2番も3番も、東京都の味方をするわけではないですけれ</p>

会長	<p>ども、十分に読み込めるような中身になってるという認識は合っているのではないかというふうに思いますので、この点について、今この場で提出されてる今の3番に対する対応について市が行おうとしようとしていることに対しては、いいのではないかというふうに思います。</p>
A委員	<p>C委員のおっしゃるとおり、ここに書いてあることについてはそのように判断できます。A委員は、もう一回改めて意見を出せというニュアンスでしたが、それはこの場ではないのではないかということでしたが、その点について更にご発言はありますか。</p>
会長	<p>それは見解の相違ですね。私は読み取れないです。時間的にこういう流れが決まっていて、いつまでに返事をしなくてはいけないという手続があるというのは理解をしています。もちろん多数意見に従いますが、私が読んだところ少し違うというふうに思いましたので、私としてはそういう認識だということをおきたいと思えます。</p>
会長	<p>はい。</p> <p>今の点については、東京都の回答のように2番目の項目、3番目の項目で、ナンバー2とナンバー3については一応趣旨は読み取れるのではないかということで、ほかにご異議のある方いらっしゃいますか。</p> <p style="text-align: center;">(「異議なし」と呼ぶ者あり。)</p>
D委員	<p>では、おられなければこの点については、事務局の判断でよかろうという皆さんの支持があったということにしたいと思えます。</p> <p>それでは、ほかの件についてご発言ありましたらお願いします。</p> <p>D委員。</p>
会長	<p>確認ですが、20ページの②の業務・商業地のポッチの2番目に、核都市など業務・商業機能を重点的に集積すべき地区において、高度利用地区などの都市開発諸制度や地区計画とありますが、これは総合設計や都市計画のことが一緒に入ってるという解釈でよろしいでしょうか。</p>
福田幹事	<p>はい、福田幹事。</p> <p>都市開発諸制度の中に基本的に総合設計制度というのが含まれているという認識でいます。</p>
D委員	<p>はい、結構です。</p>
会長	<p>よろしいですか。</p> <p>ほかにご発言ありませんか。</p> <p>では、ご意見がないようですので、このあたりでこの件は閉めたいと思えますが、よろしいですか。</p>
会長	<p style="text-align: center;">(「異議なし」と呼ぶ者あり)</p> <p>A委員から2点ばかり議論がありましたけれど、結論的には先ほど市の方で説明がありましたように、本件について市としての意見はないという整理でご異議がないというふうに、皆さんご賛同いただいたと思えます。そういう形で</p>

会長	処理をしたいと思いますが、よろしゅうございますか。 （「異議なし」と呼ぶ者あり） それでは、この件は以上といたします。 日程の2番目、その他、事務局からお願いします。
会長	—事務連絡— それでは、平成26年度第3回武蔵野市都市計画審議会を閉会いたします。 【閉会】